

平成26年7月29日

厚生労働大臣  
田村 憲久 様

東京都知事 舛添 要一

特別区長会 会長 西川 太一郎

### ホームレス対策の更なる推進にかかる緊急要望

ホームレス問題は大都市に顕著に現れていますが、経済・雇用対策に大きく影響される我が国全体の問題であり、国の責任の下で総合的に施策を推進していく必要があります。

東京都と特別区は、平成12年度から率先して共同で路上生活者の自立と社会生活への復帰に向けて路上生活者対策に取り組み、都区の緊密な連携により、多くの人が生活保護を受けずに就労し、自立することができました。

こうした都と区の間取り組を踏まえて平成14年にホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下「特措法」という。）が制定、施行されました。

特措法では、安定した雇用の場の確保、就業機会の確保、安定した居住場所の確保、保健・医療の確保、生活相談の実施などホームレスの自立の支援等に関する施策の目標が掲げられており、その総合的な施策推進を国の責務とし、あわせて自治体に対する財政上の措置等の義務を国に課しています。これまで緊急雇用創出事業臨時特例交付金を活用して国が財源を確保することなどにより、ホームレスの減少に着実な成果を上げてきたと評価しています。

しかし、未だホームレス問題の解消には至っていないことから、国は、平成24年8月に時限立法である特措法を5年間延長しました。

今後、世界一の福祉先進都市を目指す東京においては、ホームレス状態にある人たちの路上等からの脱却を支え、全ての住民が健康で文化的な生活を送ることができるよう、対策を継続すべきものと考えます。

こうした中、国は、ホームレス自立支援センター等の事業について、生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）の事業と位置付ける方向で検討していると聞いています。しかし、新法を自立支援センター事業等に適用することで、都区共同の枠組での取り組みにより大きな成果を上げてきた事業に支障が生ずる恐れがあります。

また、二つの法律の対象者を比べると、新法では第2条第1項において、「生活困窮者」

を「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」と定義する一方、特措法第1条では、「ホームレスとなることを余儀なくされた者」は「健康で文化的な生活を送ることができないでいる」としており、新法の支援対象者にホームレスを含む、という解釈には無理があります。

東京都と特別区が共同で実施し、これまで成果を上げてきた路上生活者対策事業が、その意義と経過を踏まえ、特措法に基づいて今後も適切に実施できるよう、連名で下記のとおり緊急に要望いたします。

## 記

- 1 ホームレス対策については、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする特別措置法に基づいて更に推進すること。
- 2 都区共同事業に対し、緊急雇用創出事業臨時特例基金の現行の充当水準が維持できるよう、必要な措置を講じること。